

平成30年(フ)第309号

埼玉県川越市宮元町52番地20(カーササカエ102号室)

債務者 高柳 真一

- 1 決定年月日時 平成30年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成30年(フ)第331号

埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目22番地13(アーク・ヴィラ霞ヶ関205号室)

債務者 浜崎 竜豊

- 1 決定年月日時 平成30年6月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成30年(フ)第136号

北海道旭川市東5条8丁目3番13-308号
MORE東5・8 308号室

債務者 青木 渉

- 1 決定年月日時 平成30年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月15日まで
- 5 免責審尋期日 平成30年10月10日午後1時10分

旭川地方裁判所民事部

平成30年(フ)第137号

北海道旭川市東5条8丁目3番13-308号
MORE東5・8 308号室

債務者 青木美和子

- 1 決定年月日時 平成30年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月15日まで
- 5 免責審尋期日 平成30年10月10日午後1時10分

旭川地方裁判所民事部

平成30年(フ)第140号

北海道旭川市永山10条12丁目1番16号 クオリス101号

債務者 三國 弘文

- 1 決定年月日時 平成30年6月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月15日まで
- 5 免責審尋期日 平成30年9月26日午後1時10分

旭川地方裁判所民事部

平成30年(フ)第2219号

大阪府高槻市安岡寺町5丁目8番21号

債務者 鬼頭 友子

- 1 決定年月日時 平成30年6月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 平成30年8月15日まで
- 5 免責審尋期日 平成30年8月28日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続廃止**平成28年(フ)第153号**

千葉県旭市新町333番地、開始決定時の住所
千葉県旭市後草2024番地13

破産者 越川 哲哉

- 1 決定年月日 平成30年6月18日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成28年(フ)第1587号

埼玉県朝霞市根岸台7丁目25番23号

破産者 早良印刷株式会社

- 1 決定年月日 平成30年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

平成25年(フ)第31号

千葉県香取市高萩1646番地の24

破産者 有限会社三穂グレイン

- 1 決定年月日 平成30年6月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐原支部

平成30年(フ)第10号

埼玉県入間市豊岡1丁目3番5号

破産者 株式会社エムエムカンパニー

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所川越支部

平成29年(フ)第1258号

東京都あきる野市草花974番地3、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市戸倉737番地

破産者 川村梅太郎

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

平成30年(フ)第381号

東京都東大和市高木2丁目166番地の7プレジールSEKITA201

破産者 後藤 健志

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

平成30年(フ)第74号

福岡市博多区博多駅前2丁目12番26号

破産者 はれのひ株式会社

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

平成29年(フ)第44号

新潟県新発田市曾根字居裏36番地2

破産者 有限会社エフ・オートステージ

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所新発田支部

平成29年(フ)第386号

和歌山市加納435番地の17

破産者 株式会社透弘建設

- 1 決定年月日 平成30年6月20日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成29年(フ)第112号

北海道旭川市旭岡5丁目8番地の4

破産者 トーリー株式会社

- 1 決定年月日 平成30年6月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

旭川地方裁判所民事部

平成30年(フ)第401号

神奈川県藤沢市西富530番地

破産者 滝工業株式会社

- 1 決定年月日 平成30年6月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

平成29年(フ)第721号

川崎市宮前区宮崎1-9-46-503、登記簿上の本店所在地東京都渋谷区恵比寿南1丁目4番5号

破産者 株式会社高齢者の住まい支援センター

- 1 決定年月日 平成30年6月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成30年(フ)第104号

東京都千代田区西神田2丁目5番7号

破産者 株式会社ワッツアップ

- 1 決定年月日 平成30年6月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成30年(フ)第95号

大阪市中央区鉤鐘町1丁目6番2号橋本ビル307号室

破産者 有限会社オフィスエス

- 1 決定年月日 平成30年6月21日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係